

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」最新版が公表されました

厚労省が7月16日、「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」最新版を公表しました。

事業主の対策が義務となっているパワハラ・セクハラ・マタハラ（妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント）と、カスタマーハラスメント、求職者等セクシュアルハラスメントについて、ハラスメントに当たる行為を解説するとともに、「事業主の方針の明確化」「相談体制整備」「事後対応」「再発防止」など、事業主が講ずべき措置が具体的に整理され、各種資料も収録されています。

◆10月からの対策義務化に対応した内容

カスタマーハラスメント防止に特有の措置としては、「対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置」を挙げています。具体的には、労働者に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの対処方針をあらかじめ定め、管理監督者を含む労働者に周知するとともに、方針において定めた対応を行うことができる体制を整備します。

求職者等セクシュアルハラスメント防止に特有の措置としては、「求職活動等に関するルールの明確化と周知・啓発」を挙げています。具体的には、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者および求職者等への周知・啓発を行います。

◆活用にあたって

就業規則・ハラスメント規程の規定例や社内掲示・社内周知の文例なども、収録されています。管理職・人事担当者向けの研修資料や相談窓口担当者の対応マニュアルの作成、従業員説明会での周知などに活用するとよいでしょう。

【参考】

「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/00133835_9.pdf



改正労災保険法が公布されました

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第60号）が7月10日に成立、17日に公布されました。

【改正の概要】

1 遺族補償年金における支給要件等の見直し

① 特別遺族年金等について、夫にのみ課せられていた支給要件を撤廃する。

② 遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分から175日分に改める。

2 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

災害補償の事由に該当するか容易に判断できない疾病として政令で定めるもの（脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等を想定）は、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4 特別加入団体の要件の法定化等

① 労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する

活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。

- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や当該命令に違反した場合に、当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

社会復帰促進等事業の給付に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官および労働保険審査会法の対象とし、審査請求先および再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

【施行日】

令和9年4月1日（上記3は、公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

【労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）の概要】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001725425.pdf>

9月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

30日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕

～当事務所よりひと言～

目が覚めた状態で座ったり寝転んだりして行う行

動を、「座位行動」といいます。日本人の座位時間は世界的に見てかなり長いことが報告されており、厚生労働省の調査によれば、座位時間が「8時間以上」と回答した男性は38%、女性は33%となっています。

座りすぎは、肥満、認知機能の低下、血圧の上昇、腰の痛み、心肺機能の低下、筋肉量の減少、メンタルヘルス不調などに関連していることが、多くの研究で明らかになっています。

1日の総座位時間が長いほど病気や死亡のリスクが高まる可能性があるので、できるだけ座る時間を短くするように工夫しましょう。

例えば、短い打合せであれば立ったまま行、立っても座っても作業ができる昇降型デスクを利用する、などです。また、30分ごとに椅子から立ち上がる、伸びをするなどして、少しでも身体を動かすようにします。

スポーツ庁では、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組みを行っている会社を「スポーツエールカンパニー」として認定しています。スポーツ競技に限らず、例えば、朝や昼休みなどに体操・ストレッチをするなどの運動機会の提供や、階段の利用や徒歩・自転車通勤の奨励、スタンディングミーティングの実施などの取組みも対象となります。

認定されれば広く社内外にPRできるようになり、ハローワークの求人票等にPRロゴマークを表示することもできます。

自分自身に大変耳の痛い内容です。朝から晩まで、机の前でパソコンに向かっている時間は決して少ない時間ではありません。

立秋が過ぎ、暦の上では秋になります。

秋と言えば、「食欲の秋」、「スポーツの秋」、「芸術の秋」など、様々な秋がありますが、座りっぱなしの私達には、スポーツの秋が必要だと痛感しています。

孫の付き添いで、自治会のラジオ体操には2週間ほど付き合い、体が軽くなったことを痛感しましたが、それ以降は、毎朝の老犬との短い散歩位で、運動らしい運動はしていません。

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届など、繁忙期を乗り越えたので、今度は自分自身に英気を取り込もうと思っています。

70歳を過ぎると、めっきり体力の衰えを感じます。体も硬くなった事を、ラジオ体操で痛感しました。

手軽に始められる運動として、ウォーキングに挑戦しようと思っています。

朝早く目が覚めるので、その時間を利用して早朝ウォーキングを始めようと思っています。

そんな意気込みが、決して三日坊主にならないように、この場を借りて宣言したいと思います。皆さんも何かスポーツでもしましょうね。

岡